

議案第 84 号

三朝町営国民宿舎ブランナールみささ使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町営国民宿舎ブランナールみささ使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成13年12月18日

三朝町長 吉田 秀光

平成13年12月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎ブランナールみささ使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営国民宿舎ブランナールみささ使用料及び手数料徴収条例(昭和38年三朝町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第1条 略 (使用料)	第1条 略 (使用料)
第2条 ブランナールの使用料は、次の各号に掲げる金額に100分の105を乗じて得た額とする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略	第2条 ブランナールの使用料は、次の各号に掲げる金額に100分の105を乗じて得た額とする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略

(6) 備品使用料 1回 <u>8,000円</u> 以内	(6) 備品使用料 1回 <u>3,000円</u> 以内
(7) 略	(7) 略
第2条の2以下 略	第2条の2以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

光 泰 田 吉 長 伊 藤 三
 光 泰 田 吉 長 伊 藤 三
 光 泰 田 吉 長 伊 藤 三

前 五 次	新 五 次
<p>第 1 項 (林用材)</p> <p>各々の次、11林用材のハートンにて、第2項 に掲げる金額に100分の100を乗じて得た 額とする。</p> <p>額 (1) 額 (2) 額 (3) 額 (4) 額 (5)</p>	<p>第 1 項 (林用材)</p> <p>各々の次、11林用材のハートンにて、第2項 に掲げる金額に100分の100を乗じて得た 額とする。</p> <p>額 (1) 額 (2) 額 (3) 額 (4) 額 (5)</p>